

新	旧
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略)</p> <p>第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇, 〇〇〇人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ〇, 〇〇〇人です。</p> <p>2 土地利用状況 (略) 市中央部と、市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系<u>土地利用</u>、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系<u>土地利用</u>があります。 市西部にみられる工業系<u>土地利用</u>は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る<u>県道46号</u>（<u>産業道路</u>）沿いに展開しています。 (略)</p> <p>4 道路状況 <u>自動車専用道路</u>としては、新湘南バイパス及びさがみ縦貫道路が配置されています。 <u>主要な幹線道路</u>としては、東西方向に国道134号及び国道1号、南北方向に<u>県道45号</u>及び<u>46号</u>が配置されています。 なお、国道1号以南は古くからの<u>住宅地</u>であり、地域内の道路は幅員が狭く非常に不整形な<u>道路網</u>となっています。</p>	<p>P 4 第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略)</p> <p>第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、平成31年2月1日現在242, 069人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ6, 780人です。</p> <p>2 土地利用状況 (略) 市中央部と、市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があります。 市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに展開しています。 (略)</p> <p>3 道路状況 市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道及びさがみ縦貫道路が東西に走っています。国道1号以南は、古くからの市街地であり、地域内の道路は幅員が狭く非常に不整形な道路網を形成しています。</p>
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 第1 地震被害の想定 (略) (2) 被害想定結果</p>	<p>P 6 第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 第1 地震被害の想定 (略) (2) 被害想定結果</p>

新										旧									
	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震		
(略)										(略)									
避難所 外避難者	1,950	350	60	110	140	56,530	57,300	65,570		(新設)									
(略)										(略)									
第2 津波被害の想定	第2 津波被害の想定																		
(略)	(略)																		
3 津波浸水予測図	3 津波浸水予測図																		
(略)	(略)																		
なお、市は、平成27年3月31日に神奈川県が示した新たな津波浸水予測図をもとに、今後津波ハザードマップを改訂します。	なお、市は、平成27年3月31日に神奈川県が示した新たな津波浸水想定図をもとに、今後津波ハザードマップを改訂します。																		
(略)	(略)																		
第1章 災害対策の計画的な推進	P 1 4																		
第5節 計画の推進主体とその役割	第1章 災害対策の計画的な推進																		
(略)	第5節 計画の推進主体とその役割																		
第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱																		
1 市	1 市																		
(略)	(略)																		
(1) 防災組織の整備及び育成指導	(1) 防災組織の整備																		
(2) 略	(2) 略																		
(3) 災害教訓の伝承に関する啓発	(3) 略																		
(4) 略	(4) 略																		
(5) 略	(5) 略																		
(6) 略	(6) 略																		
(7) 略	(7) 略																		
(8) 略	(8) 略																		
(9) 略	(9) 略																		

新	旧
(10) 略	(9) 略
(11) 略	(10) 略
(12) 略	(11) 略
(13) 略	(12) 略
(14) 略	(13) 略
(15) 略	(14) 略
(16) 略	(15) 略
(17) 略	(16) 略
(18) 略	(17) 略
(19) 略	(18) 略
(20) 略	(19) 略
2 県 (略)	2 県 (略)
(1) 神奈川県	(1) 神奈川県
ア 略	ア 略
イ 略	イ 略
ウ 略	ウ 略
<u>エ 災害教訓の伝承に関する啓発</u>	(新設)
<u>オ 略</u>	エ 略
<u>カ 略</u>	<u>オ 略</u>
<u>キ 略</u>	<u>カ 略</u>
<u>ク 略</u>	<u>キ 略</u>
<u>ケ 略</u>	<u>ク 略</u>
<u>コ 交通規制、その他社会秩序の維持</u>	(新設)
<u>サ 保健衛生</u>	(新設)
<u>シ 略</u>	<u>ケ 略</u>
<u>ス 略</u>	<u>コ 略</u>
<u>セ 災害救助法に基づく被災者の救助及び資源配分の連絡調整</u>	<u>サ 災害救助法に基づく被災者の救助</u>
<u>ソ 略</u>	<u>シ 略</u>
<u>タ 略</u>	<u>ス 略</u>
(略)	(略)
第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

新	旧
<p>1 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業<u>関係</u>の被害状況の情報収集及び報告に関すること イ 応急用食料等の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向等に関すること (削除) (削除) (削除)</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア (略) イ 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) の派遣に関すること ウ (略) エ (略) オ (略) (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(4) 東京ガスグループ (略)</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア (略) イ こころのケア ウ (略) エ 血液製剤の供給 オ (略) カ (略) (略)</p> <p>(14) 放送機関 (株式会社アール・エフラジオ日本、株式会社テレビ神奈川、横浜エフエム放送株式会社、株式会社ジェイコム湘南・神奈川 ア 気象予報、警報等の放送による周知 イ 緊急地震速報の迅速な伝達 ウ 災害状況及び災害対策に関する放送</p>	<p>1 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告<u>連絡</u>に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること エ 輸出証明に関すること オ 関係職員の派遣に関すること</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア (略) (新設) イ (略) ウ (略) エ (略) (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(4) 東京ガス株式会社神奈川西支店 (略)</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア (略) (新設) イ (略) ウ 災害時の血液製剤の供給 エ (略) オ (略) (略) (新設)</p>

新	旧
<p><u>エ 放送施設の保安</u></p> <p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>(12) 株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）</p> <p>(略)</p> <p>第3 市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>1 市民及び自主防災組織</p> <p>(1) 「自らの身は自ら守る」という自主防災の観点から、7日分以上の飲料水・食料の備蓄や家具転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制（連絡方法や避難ルールの決め等）、<u>自らの判断で主体的に行動できるよう行動に関するルールづくり</u>等、市民自らが防災対策を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 市民</p> <p>(略)</p> <p>オ 自主防災組織活動への協力</p> <p>カ 防災関連情報、避難関連情報の理解力の向上</p> <p>キ その他必要な災害応急対策業務への協力</p>	<p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>(12) <u>株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>1 市民及び自主防災組織</p> <p>(1) 「自らの身は自ら守る」という自主防災の観点から、7日分以上の飲料水・食料の備蓄や家具転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、市民自らが防災対策を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市民</p> <p>(略)</p> <p>オ 自主防災組織活動への協力</p> <p>(新設)</p> <p>カ その他必要な災害応急対策業務への協力</p>
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第6節 防災組織の充実</p> <p>(略)</p> <p>第1 市の防災組織</p> <p>1 茅ヶ崎市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 茅ヶ崎市地域防災計画の作成及びその実施の推進</p> <p>(略)</p>	<p>P 2 2</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第6節 防災組織の充実</p> <p>(略)</p> <p>第1 市の防災組織</p> <p>1 茅ヶ崎市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進</p> <p>(略)</p>
	P 2 5

新	旧												
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第8節 東日本大震災の教訓と継承 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>平成27年3月の神奈川県地震被害想定調査報告書では、県内で最大<u>60</u>万人を超える帰宅困難者が発生すると想定されており、本市でも<u>6,000</u>人を超える帰宅困難者が生じるものと想定されています。 (略)</p>	<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第8節 東日本大震災の教訓と継承 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>平成21年の神奈川県地震被害想定調査報告書では、県内で最大<u>70</u>万人を超える帰宅困難者が発生すると想定しており、本市でも<u>8,000</u>人を超える帰宅困難者が生じるものと想定しています。 (略)</p>												
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第1節 「自助」「共助」「公助」による減災の推進 (略)</p> <p>第2 「自助」、「共助」の取組 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平常時の取組</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">災害時の取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">自助 (略) ・親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保 (略)</td><td style="padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td><td style="padding: 5px;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	平常時の取組	災害時の取組	自助 (略) ・親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保 (略)	(略)	(略)	(略)	<p>P 29</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第1節 「自助」「共助」「公助」による減災の推進 (略)</p> <p>第2 「自助」、「共助」の取組 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平常時の取組</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">災害時の取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">自助 (略) (新設) (略)</td><td style="padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td><td style="padding: 5px;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	平常時の取組	災害時の取組	自助 (略) (新設) (略)	(略)	(略)	(略)
平常時の取組	災害時の取組												
自助 (略) ・親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保 (略)	(略)												
(略)	(略)												
平常時の取組	災害時の取組												
自助 (略) (新設) (略)	(略)												
(略)	(略)												
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部、都市部 (削除)</p> <p>市は、「自らの命は自らが守る」という意識や地域の災害リスクとるべき避</p>	<p>P 30</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部、都市部 1 社会全体としての防災意識の向上</p> <p>市は、「自らの命は自らが守る」という意識や地域の災害リスクとるべき避</p>												

新	旧
<p>難行動等について、広く市民へ周知・啓発することで、社会全体としての防災意識の向上を図ります。</p> <p>(削除) ※記載順序の変更</p>	<p>難行動等について、広く市民へ周知・啓発することで、社会全体としての防災意識の向上を図ります。</p>
<p>1 災害リスクの周知</p> <p>市は、市民等に対して、ハザードマップの配布、広報紙やホームページ、防災講座等により、津波や液状化等の大地震発生時の地域の災害リスクについて周知します。</p>	<p>2 防災訓練の実施</p> <p>市及び自主防災組織は、大規模地震等の発生を想定し、市が主催する防災訓練や、地域が主体となって行う地区防災訓練への積極的な参加を促します。</p>
<p>2 家庭における防災対策等の普及・啓発</p> <p>市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄、住宅の耐震診断や耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の家庭での安全対策や、大地震発生時の身を守る行動や家族との連絡方法、親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保や避難時の注意事項等、災害時の行動について周知します。</p>	<p>3 広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の配布</p> <p>市は、広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の配布により、浸水想定区域及び浸水深、避難所等に加え、津波発生時の避難に必要な基礎的な情報を掲載し、市民の防災意識の啓発に努めます。</p>
<p>3 防災訓練等の参加促進</p> <p>市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。</p> <p>(略)</p>	<p>4 家庭における防災対策等の普及・啓発</p> <p>市は、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の推進を図ります。</p> <p>また、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での安全対策や災害時行動についての周知を図ります。</p> <p>(新設) ※記載順序の変更</p>
<p>第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 市民安全部、文化生涯学習部</p> <p>(略)</p> <p>そこで、市は、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、災害時に男女の人权が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。</p>	<p>第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 市民安全部</p> <p>(略)</p> <p>そこで、市は、災害時に男女の人权が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。</p>
<p>第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関</p> <p>市及び関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、市民自らが災害教訓を伝承する取組を支援します。</p>	
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 自己備蓄の推進 (略) 【取り組みの方向】 第1 自己備蓄の推進 市民安全部 (略) 2 主な非常時持出品 (略) (11) 室内履き (12) ホイッスル (13) 家族の写真 3 その他の主な非常時持出品 (略) (6) 感染症対策 ア マスク イ 消毒液 ウ ビニール手袋 エ 体温計 オ 小型テント</p>	<p>P 3 3 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 自己備蓄の推進 (略) 【取り組みの方向】 第1 自己備蓄の推進 市民安全部 (略) 2 主な非常時持出品 (略) (新設) (11) ホイッスル (12) 家族の写真 3 その他の主な非常時持出品 (略) (新設)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (5) 避難誘導の実施</p>	<p>P 3 5 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (5) 避難誘導の実施</p>

新	旧
<p>自主防災組織は、避難<u>指示</u>が出された場合には、地域住民に対する周知を徹底し、率先避難を実施するとともに、迅速かつ円滑に避難誘導を実施します。 (略)</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 【課題】 (略) ○平常時からの避難支援に係わる関係者への情報提供に同意を得ているのは、避難行動要支援者の半数にとどまっているため、同意者を増やすことで、避難行動要支援者の避難支援体制を強化する必要があります。 <u>○避難支援の実効性をさらに高めるために真に避難支援を要する人を把握した上で、多様な主体の連携による避難支援体制を確立する必要があります。</u> (略)</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。 対象者は、生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者とします。 ①身体<u>障がい</u>者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害又は体幹機能障害3級以上並びに視覚障害又は聴覚障害6級以上の者 ②知的<u>障がい</u>者のうち、その<u>障がい</u>の程度がA1若しくはA2の者 (略)</p> <p>2 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、避難支援等関係者や福祉事業者と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（「個別避難計画」）の作成に努めます。また、個別避難計画の作成にあたっては、</p>	<p>自主防災組織は、避難<u>勧告</u>又は<u>指示</u>が出された場合には、地域住民に対する周知を徹底し、率先避難を実施するとともに、迅速かつ円滑に避難誘導を実施します。 (略)</p> <p>P 4 0 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 【課題】 (略) ○平常時からの避難支援に係わる関係者への情報提供に同意を得ているのは、避難行動要支援者の半数にとどまっているため、同意者を増やすことで、避難行動要支援者の避難支援体制を強化する必要があります。 (新設) (略)</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。 対象者は、生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者とします。 ①身体<u>障害者</u>のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害又は体幹機能障害3級以上並びに視覚障害又は聴覚障害6級以上の者 ②知的<u>障害者</u>のうち、その<u>障害</u>の程度がA1若しくはA2の者 (略) (新設)</p>

新	旧
<p>地域におけるハザードの状況や対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、居住実態等を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。</p> <p>なお、個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載の情報のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名等 ②避難先等の避難に必要な事項 ③その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 <p>3 避難行動要支援者の情報の把握及び管理</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を必要な範囲で集約します。</p> <p>また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、個人情報の保護に関する法律や茅ヶ崎市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。</p> <p>4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の利用及び提供</p> <p>市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するため避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供することとします。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報は、平時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は同意の得られた避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で次の避難支援等関係者に提供することとします。</p> <p>（避難支援等関係者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター <p>更に名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を確認します。避難支援等関係者が日頃の活動により確認した支援内容</p>	<p>（避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を必要な範囲で集約します。）</p> <p>（避難行動要支援者名簿の情報の保護に関する法律や茅ヶ崎市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。）</p> <p>3 避難行動要支援者の名簿の利用及び提供</p> <p>市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するため必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の情報を提供することとします。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿は、平時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は同意の得られた避難行動要支援者の名簿情報をについて、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することとします。</p> <p>（避難支援等関係者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター

新	旧
<p>等を市の関係部局で共有することで、当該区域の方へ特に早期の避難支援を行い、円滑な避難支援を図ります。</p> <p>なお、市は、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供にあたっては、情報の漏えい防止のため、避難支援等関係者に対して情報の取扱いに関し次の事項を求めるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施します。</p> <p>ア 必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用後や情報更新時の返却等の情報の適正な管理 イ 受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止</p>	
<p>第3章 災害時に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>○市は、宅地開発に伴う災害を防止するため、都市計画法の技術基準に基づき排水や擁壁等について審査及び指導を行っています。</p> <p>○国及び県は、防災上重要な役割を果たす道路の整備を進めています。</p> <p>○市は、地盤沈下の状況を把握するため、水準測量を行っています。</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○昨今の被災実態を踏まえ、現行の宅地防災行政を強化することが必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災空間及び拠点機能の拡充 経済部、指定管理施設所管課</p> <p>市は、広域避難場所や防災上重要な拠点等といった防災空間の確保やさらなる整備を図るとともに、その機能の拡充に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>P 4 7</p> <p>第3章 災害時に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災空間及び拠点機能の拡充 経済部、指定管理施設所管課</p> <p>市は、広域避難地や防災上重要な拠点等といった防災空間の確保やさらなる整備を図るとともに、その機能の拡充に努めます。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第3章 災害時に強いまちづくり</p> <p>第2節 道路・橋りょう・下水道の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 橋りょうの整備</p> <p>橋りょうは、災害時の避難、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たすため、機能、安全性の維持が必要です。そのため、各道路管理者が策定した橋りょう等長寿命化修繕計画に基づき、各道路管理者が整備を実施し、健全な橋の状態を維持していきます。</p> <p>(略)</p>	<p>P 5 1</p> <p>第3章 災害時に強いまちづくり</p> <p>第2節 道路・橋りょう・下水道の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 橋りょうの整備</p> <p>橋りょうは、災害時の避難、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たすため、機能、安全性の維持が必要です。そのため、「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、バス路線や橋長の比較的長い橋は、定期点検を行い、損傷程度が軽微な段階で、小規模な修繕を行い健全な橋の状態を維持していきます。</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害時に強いまちづくり</p> <p>第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域</u>あるいは<u>急傾斜地崩壊危険区域</u>の指定について県と連携し取り組むとともに、<u>避難情報</u>の発令基準及び発令対象区域を設定する等、避難を主軸とした対策の整備を進め、「災害に強いいちがさき」を実現していきます。</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>○令和3年5月25日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が<u>5_2</u>区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が<u>5_3</u>区域指定されています。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○市は、土砂災害警戒区域等における円滑な避難を確保するため、土砂災害ハザードマップに基づき、警戒避難体制を整備することが必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署</p>	<p>P 5 5</p> <p>第3章 災害時に強いまちづくり</p> <p>第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域</u>あるいは<u>急傾斜地崩壊危険区域</u>の指定について県と連携し取り組むとともに、<u>避難勧告等</u>の発令基準及び発令対象区域を設定する等、避難を主軸とした対策の整備を進め、「災害に強いいちがさき」を実現していきます。</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>○平成29年7月10日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が<u>5_4</u>区域、土砂災害特別警戒区域（土石流）が<u>3</u>区域指定されています。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○市は、土砂災害警戒区域等が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制を整備することが必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>4 避難措置</p> <p>市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、又は急傾斜地が崩壊し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて<u>避難情報</u>を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第3 がけ崩れ対策 市民安全部、都市部、藤沢土木事務所</p> <p>県は、豪雨や<u>地震</u>によるがけ崩れ、土石流の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止</p> <p><u>急傾斜地の崩壊が助長又は誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に適合する場合は、市は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について県に要望するとともに、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぐために協力します。</u></p> <p><u>また、県は、急傾斜地崩壊危険区域等において、住宅の立地状況のほか、福祉施設などの有無も考慮し、優先度の高い箇所から順次、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めます。</u></p> <p>2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定</p> <p>県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等を指定します。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、<u>住宅宅地分譲等の特定開発行為に対する許可制</u>を行います。また、既存建築物の移転等の勧告を行う場合があります。</p> <p><u>市は、土砂災害特別警戒区域における開発行為の制限及び建築物の構造規制を行います。</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 避難措置</p> <p>市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、又は急傾斜地が崩壊し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて<u>避難準備情報、避難勧告又は指示</u>を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第3 がけ崩れ対策 藤沢土木事務所</p> <p>県は、<u>地震や大雨</u>によるがけ崩れ、土石流の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止</p> <p>県は、急傾斜地崩壊危険区域等について被害規模が大きいと予想される箇所等から計画的に土砂災害防止施設の整備を進めます。</p> <p>2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定</p> <p>県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等を指定します。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、<u>住宅等の新規立地の許可制の導入や、既存住宅の移転促進等の対策</u>を行います。</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第1節 災害対策本部機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部</p> <p>1 災害対策本部組織の強化</p>	<p>P 6 1</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第1節 災害対策本部機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 灾害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部</p> <p>1 災害対策本部組織の強化</p>

新	旧
<p>市災害対策本部の組織は、災害対策の意思決定を行う本部員会議のもと、意思決定機能の補佐や各種対策の総合調整を担う総括調整部、各対策の執行機能を担う各部によって編成されます。これらの本部機能が、統一した方針の下、効果的かつ組織的に活動できるよう、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施することで、災害対策本部組織の強化を図ります。</p> <p><u>また、被災地に応援職員として派遣された職員等、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>市災害対策本部の組織は、災害対策の意思決定を行う本部員会議のもと、意思決定機能の補佐や各種対策の総合調整を担う総括調整部、各対策の執行機能を担う各部によって編成されます。これらの本部機能が、統一した方針の下、効果的かつ組織的に活動できるよう、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施することで、災害対策本部組織の強化を図ります。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第2節 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>【現状】</p> <p>○市は、防災行政用無線、市ホームページやツイッター、ちがさきメール配信サービス、t v k データ文字放送、防災ラジオ、<u>L I N E</u>等、災害情報の伝達手段を整備しています。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難情報等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>P 6 3</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第2節 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>【現状】</p> <p>○市は、防災行政用無線、市ホームページやツイッター、ちがさきメール配信サービス、t v k データ文字放送、防災ラジオ等、災害情報の伝達手段を整備しています。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○無線設備規則の改正に伴い、防災行政用無線の機器を令和4年11月30日までに新スプリアス規格に適合した機器に更新する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災行政用無線のデジタル化 市民安全部</p>

新	旧
<p>第2 報道機関との協力体制の確立 企画部</p> <p>市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）」、「藤沢エフエム放送（株）（レディオ湘南）」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。</p> <p>第3 神奈川県防災行政通信網等の習熟 市民安全部、消防本部、湘南地域県政総合センター</p> <p>(略)</p> <p>第4 通信手段の整備 市民安全部、消防本部、消防団</p> <p>(略)</p>	<p><u>市は、防災行政用無線の機器に関する無線設備規則の改正に伴い、新たな規格へ対応するため、防災行政用無線の機器の整備更新を進めます。</u></p> <p>第3 報道機関との協力体制の確立 企画部</p> <p>市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）」、「藤沢エフエム放送（株）（レディオ湘南）」、「<u>湘南リビング新聞社</u>」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。</p> <p>第4 神奈川県防災行政通信網等の習熟 市民安全部、消防本部、湘南地域県政総合センター</p> <p>(略)</p> <p>第5 通信手段の整備 市民安全部、消防本部、消防団</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>第3 消防活動体制の充実 消防本部、消防団、自主防災組織</p> <p>(略)</p>	<p>P 6 5</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>第3 消防活動体制の充実 消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、自主防災組織</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第5節 津波対策</p> <p>【現状】</p> <p>○市は、神奈川県が作成した津波浸水<u>予測</u>図を基に津波ハザードマップを作成し、浸水想定区域や避難方法等について周知しています。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 津波情報伝達体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団</p> <p>1 津波情報伝達体制の確立</p> <p>市及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム、防災行政用無線、広報車、消防車両等、多様な情報伝達手段を活用した津波情報の伝達体制及び避難対策の充実を図り、災害時に市民が迅速かつ安全な避難を実施できるよう、速やかに避難</p>	<p>P 7 0</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第5節 津波対策</p> <p>【現状】</p> <p>○市は、神奈川県が作成した津波浸水<u>想定</u>図を基に津波ハザードマップを作成し、浸水想定区域や避難方法等について周知しています。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 津波情報伝達体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団</p> <p>1 津波情報伝達体制の確立</p> <p>市及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム、防災行政用無線、広報車、消防車両等、多様な情報伝達手段を活用した津波情報の伝達体制及び避難対策の充実を図り、災害時に市民が迅速かつ安全な避難を実施できるよう、速やかに避難</p>

新	旧
<p>指示を発令する体制を確立します。</p> <p>また、日本サーフィン連盟（N S A）湘南茅ヶ崎支部等の協力による<u>津波フラッグ</u>の掲示等、視覚に訴える情報伝達を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 平常時の対策 第6節 避難対策 【現状】 (略) ○市では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。 ○避難所におけるペットの受入れについて、受入れの流れや方法、ペットの収容方法などをまとめた「避難所でのペットの受け入れについて」を茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会」が作成しています。 ○避難所について、避難行動要支援者は平素から利用している施設への直接避難を希望していることや、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるなどの状況があります。 【課題】 (略) ○避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。 ○避難行動要支援者等が、直接避難できる避難先の確保など、避難行動要支援者が避難しやすい環境づくりを進める必要があります。 (略) 【取り組みの方向】 (略) 第2 避難所運営体制の強化 市民安全部、文化生涯学習部、保健所、配備職員、 自主防災組織 (略) 3 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣</p>	<p>勧告又は指示を発令する体制を確立します。</p> <p>また、日本サーフィン連盟（N S A）湘南茅ヶ崎支部等の協力による<u>オレンジフラッグ</u>の掲示等、視覚に訴える情報伝達を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>P 7 2 第4章 平常時の対策 第6節 避難対策 【現状】 (略) (新設) ○避難所におけるペットの対応は、避難所ごとに作成している避難所運営マニュアルで定められており、統一的な考え方は定められておりません。 (新設) 【課題】 (略) (新設) (新設) (略) 【取り組みの方向】 (略) 第2 避難所運営体制の強化 市民安全部、保健所、配備職員、自主防災組織 (略) 3 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣</p>

新	旧
<p>府男女共同参画局) や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、<u>トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン（男女共用）</u>のトイレの設置、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。</p> <p>(略)</p>	<p>府男女共同参画局) を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、<u>男女別のトイレ</u>、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。</p> <p>(略)</p>
<p>4 感染症対策</p> <p>(1) 市は、避難所における感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、庁内横断的に連携し、必要な措置を検討します。</p> <p>(2) 市は、発生するおそれがある災害や避難所の収容人数を勘案し、ホテル等の他の避難所の必要性について検討します。</p> <p>(3) 市は、テント、パーテーション、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材の備蓄を行います。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 ペットの対策の周知・啓発</p> <p>(略)</p>	<p>4 ペットの対策の周知・啓発</p> <p>(略)</p>
<p>第4 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、保健所、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>1 障がい者及び高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者及び高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</u></p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、<u>障がい者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 応急仮設住宅の整備 市民安全部、都市部、建設部</p> <p>市は、応急仮設住宅を迅速に供給するため、建設候補地選定基準に該当する場所を検討し、県に情報提供するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努めます。</p>	<p>第4 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、保健所、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>1 障害者及び高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>避難所での生活が困難な障害者及び高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障害者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</u></p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、<u>障害者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 応急仮設住宅の整備 市民安全部、都市部、建設部</p> <p>市は、応急仮設住宅を迅速に供給するため、<u>災害時に必要な戸数や場所を事前に検討するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努めます。</u></p>

新	旧
(略)	(略)
<p>第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所 (略)</p> <p>3 災害関連死の防止対策 市は、建物の倒壊や火災等の地震による直接的な被害ではなく、避難生活での疲労や環境の悪化等により、病気にかかったり持病が悪化する等して死亡する災害関連死の防止対策を講じるため、東日本大震災や過去の災害事例をもとに、その防止措置を講じます。 (略)</p>	<p>P 7 7 第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所 (略)</p> <p>3 震災関連死の防止対策 市は、建物の倒壊や火災等の地震による直接的な被害ではなく、避難生活での疲労や環境の悪化等により、病気にかかったり持病が悪化する等して死亡する震災関連死の防止対策を講じるため、東日本大震災や過去の災害事例をもとに、その防止措置を講じます。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 【現状】 (略)</p> <p>○県は、応急飲料水を確保するため、市内に災害用指定配水池を4か所指定し、常時約39,380m³の飲料水を蓄えています。</p> <p>○国は、地方公共団体との間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、「物資・調達・輸送調整等支援システム」を運用しています。</p> <p>市は、避難所とその備蓄物資や物資拠点をあらかじめシステムに入力しています。</p> <p>【課題】 (略)</p> <p>○配水池では最大加速度250ガル（概ね震度6弱）以上の揺れが観測され、一定の水位以下となった場合、水道管の被害に伴う漏水によって飲料水が喪失してしまうのを防ぐため、飲料水の確保を優先し、緊急的に遮断弁を閉じることとしています。そのため、水道管への供給が停止することから、早期に供給できる体制を整備する必要があります。</p>	<p>P 7 9 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 【現状】 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【課題】 (略) (新設)</p>

新	旧
<p>○円滑に物資輸送を行うためには、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、輸送拠点の管理者と連絡先や開設手続きを共有するなど、物資支援のための準備が必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、建設部、下水道河川部、教育総務部</p> <p>(略)</p> <p>3 配水池からの給水</p> <p>市は、断水時の配水池からの給水方法等について、体制を整えます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 自己備蓄の推進 市民安全部</p> <p>大規模災害発生時には、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資等を備えておくことや自動車へのこまめな満タン給油が大切です。</p> <p>(略)</p> <p>第7 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、神奈川県トラック協会</p> <p>(略)</p> <p>4 物資拠点の確保</p> <p>市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。</p> <p>5 輸送体制の強化</p> <p>市は、円滑に避難所等に物資を輸送できるよう、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結を進めます。</p> <p>また、市は訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行います。</p> <p>6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用</p> <p>市は、備蓄状況を物資調達・輸送調整等支援システムに入力します。</p> <p>また、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、施設管理者の連絡先や開</p>	<p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、建設部、下水道河川部、教育総務部</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第5 自己備蓄の推進 市民安全部</p> <p>大規模災害発生時には、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資等を備えておくことが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>第7 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、神奈川県トラック協会</p> <p>(略)</p> <p>4 物資集積場所等の機能の検証</p> <p>市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設及び救援物資の輸送先施設について、物資の搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、輸送車両の待機場所等を検証します。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
設手続きを共有し、速やかな物資輸送を行うための準備を整えます。	
第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 (略) ○市には指定等文化財として、 <u>令和3年4月1日時点</u> で国指定 <u>7</u> 件、県指定 <u>9</u> 件、市指定 <u>31</u> 件、国登録 <u>7</u> 件の文化財があるほか、文化資料館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)	P 8 1 第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 (略) ○市には指定等文化財として、国指定 <u>8</u> 件、県指定 <u>9</u> 件、市指定 <u>30</u> 件、国登録 <u>7</u> 件の文化財があるほか、文化資料館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)
第4章 平常時の対策 第11節 危険度判定対策 (略) 【取り組みの方向】 (略) 第2 被災宅地危険度判定士の養成 都市部 1 被災宅地危険度判定士 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が <u>認定</u> し、宅地判定士名簿に登載した者をいいます。 (略)	P 8 3 第4章 平常時の対策 第11節 危険度判定対策 (略) 【取り組みの方向】 (略) 第2 被災宅地危険度判定士の養成 都市部 1 被災宅地危険度判定士 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が <u>認定登録</u> し、宅地判定士名簿に登載した者をいいます。 (略)
第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 【現状】 (略) ○災害応急対策活動で使用する可能性のある、市の所有する車両や協定締結先の車両について、緊急通行車両事前届出を行い、届出済証の交付を受けています。 【課題】	P 8 4 第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 【現状】 (略) (新設) 【課題】

新	旧
<p>(略)</p> <p>○災害時に円滑な救助活動や応急復旧活動を行うためには、それらの活動に使用する車両を事前に届け出ておくことが必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急通行車両の事前届出 財務部、各部</p> <p>1 緊急通行車両</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) 施設及び設備の応急復旧 (5) 清掃、防疫その他の保健衛生 (6) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持 (7) 緊急輸送の確保 (8) 応急教育の実施 (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 <p>2 緊急通行車両の事前届出手続き</p> <p>市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動で使用する市所有の車両や協定締結先等の車両について、神奈川県警察本部に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくよう努めます。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>水道営業所は、上水道施設の安全向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進めるとともに、県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協</p>	<p>P 8 7</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>水道営業所は、上水道施設の安全向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進めています。</p>

新	旧
<p>定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。</p> <p>また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。</p> <p>上水道が復旧しても、下水道が復旧しないなければ給水を見合わせるといった事態が想定されるため、上下水道それぞれ応急復旧の考え方や優先復旧管路を事前に共有しておきます。</p>	<p>また、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。</p>
<p>第3 下水道施設 下水道河川部</p> <p>(略)</p> <p>上水道が復旧しても、下水道が復旧しないければ給水を見合わせるといった事態が想定されるため、上下水道それぞれの応急復旧の考え方や優先復旧管路を事前に共有しておきます。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 下水道施設 下水道河川部</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5 都市ガス施設 東京ガスグループ</p> <p>東京ガスグループは、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガス製造・供給設備の耐震性強化を進めるとともに、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店</p> <p>東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第7 通信サービス 東日本電信電話(株)神奈川事業部</p> <p>東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</p> <p>また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>第7 通信サービス 東日本電信電話(株)神奈川事業部</p> <p>東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第9 現地作業調整会議 市、防災関係機関、ライフライン事業者</p> <p>市は、防災関係機関及びライフライン事業者等と連携し、災害対策本部の対処方針に基づくライフライン施設の速やかな応急復旧が図れるよう、現地作業調整会議の開催について周知するなど、体制の整備に努めます。</p>	(新設)
第4章 平常時の対策	

新	旧
<p>第15節 警備・救助対策</p> <p>【現状】</p> <p>○警察は、大地震が発生した場合には警備体制を早期に確立し県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなどにより、市民の社会生活の安定に努めます。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。</p> <p>○警察は、災害発生時における情報収集活動のため、ヘリコプターテレビ撮影装置を導入しています。</p> <p>○海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合における人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通安全の確保、避難対策、救援物資等の緊急輸送、治安の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行います。</p> <p>○警察、第三管区海上保安本部は、各種防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めています。</p> <p>【課題】</p> <p>○大地震が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実させていく必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 陸上における救助・警備の体制整備 茅ヶ崎警察署</p> <p>1 資機材の整備</p> <p>警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材や救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。</p> <p>2 応援部隊の受入態勢の確立</p> <p>警察は、他都道府県警察からの警察災害派遣隊の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。</p> <p>第2 海上における救助・警備の体制整備 湘南海上保安署</p> <p>1 協力体制の確立</p>	

新	旧
<p>第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）は、関係機関との連携体制の整備を図り、発災時に防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関の災害対策本部等に職員を派遣する体制を整備する等の協力体制を確立します。</p>	
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第16節 広域応援・受援体制の充実強化</p> <p>【現状】 (略)</p> <p>○国は、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員の仕組みとして、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む）を整備しています。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害時協定の拡充 各部</p> <p>1 市町村との協定の拡充 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣及び県外の市町村との協定の拡充に努め、その体制整備を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>2 企業等との協定の拡充 市は、活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動への支援といった各種協力を円滑に受けるため、企業等の特性を生かした協定の拡充を図るとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行い、実効性を高めます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 応急対策職員派遣制度 総務部、企画部、市民安全部 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。</p>	<p>P 90</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第15節 広域応援・受援体制の充実強化</p> <p>【現状】 (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害時協定の拡充 企画部、市民安全部</p> <p>1 市町村との協定の拡充 市は、近隣及び県外の市町村との協定の拡充を図り、災害時に有効な応急対策活動を実施できるよう、その体制整備を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>2 企業等との協定の拡充 市は、活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動への支援といった各種協力を円滑に受けるため、企業等の特性を生かした協定の拡充を図ります。</p> <p>(略) (新設)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第17節 ボランティアの受入体制の充実強化</p>	<p>P 92</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第16節 ボランティアの受入体制の充実強化</p>

新	旧
(略)	(略)
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第18節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部</p> <p>市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）に基づき、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>P 9 4</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第17節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部</p> <p>市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理計画の策定を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第19節 災害救助法関係</p> <p>【現状】</p> <p>○避難所運営や救援物資の提供などの災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的に市が主体となって実施します。大規模災害が発生した場合は、県が国の事務委託を受け災害救助法に基づく救助事務を実施し、市は県の補助機関として、又は県が事務委託をして、市が救助を実施する体制となります。</p> <p>○県は、災害時に市町村と連携して円滑に災害救助が実施できるよう、平成30年11月に、市町村への事務委託に関する事前の取決めを策定し、県が行う事務、市町村に委任する事務を明確にしました。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害救助の実施体制の確保</p> <p>県は、災害救助法の規定に従い、災害救助基金を運用するほか、災害救助の実施体制の整備に努めます。</p> <p>第2 関係機関との連携確保</p> <p>県は、市町村への支援を円滑に行うため、物資等の供給や輸送、保管等に関して民間団体との協定の締結を進めます。</p> <p>また、災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者が連携した研</p>	(新設)

新	旧
<p>究会を通じて関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。</p> <p>第3 災害救助の運用体制の充実</p> <p>県は、資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めます。</p> <p>また、災害救助の事務手続きや、避難所や物資拠点の運営など、災害救助の実務に関する研修を実施し、県及び市町村職員の対応力強化を図ります。</p> <p>第4 災害救助法の適用基準の把握</p> <p>市は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは知事への報告等の対応を実施する必要があるため、職員が、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備します。</p>	
<p>第5章 災害応急対策活動の方針等</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害応急対策活動の方針</p> <p>(略)</p> <p>1 重点対策の明確化</p> <p>被災後の限られたリソース（資源）を効果的に活用し、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、るべき対策の優先順位を踏まえた重点対策の設定とその実施地域、<u>時期的目標</u>を明確にします。</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>市及び防災関係機関は、各災害応急対策の実施にあたり、災害による影響を受けやすい高齢者、<u>障がい者</u>等の要配慮者への適切な対応に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>1.1 危険度判定</p> <p>被災建築物の倒壊や被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関と連携しながら建築物及び宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>P 9 7</p> <p>第5章 災害応急対策活動の方針等</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害応急対策活動の方針</p> <p>(略)</p> <p>1 重点対策の明確化</p> <p>被災後の限られたリソース（資源）を効果的に活用し、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、るべき対策の優先順位を踏まえた重点対策の設定とその実施地域を明確にします。</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>市及び防災関係機関は、各災害応急対策の実施にあたり、災害による影響を受けやすい高齢者、<u>障害者</u>等の要配慮者への適切な対応に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>1.1 危険度判定</p> <p>被災建築物の倒壊や被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関との連携しながら建築物及び宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営 (略)</p> <p>第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、市民安全部 (略)</p> <p>3 組織 (略) (3) 各部の活動 (略)</p> <pre> graph LR MM[本部員会議] --- GA[統括調整部] GA --- G[各部] G --- SD[総務部] G --- AD[企画部] G --- FD[財務部] G --- MSB[市民安全部] G --- JE[経済部] G --- CSLB[生涯学習部] G --- FB[福祉部] G --- CYB[こども育成部] G --- ENB[環境部] G --- UB[都市部] G --- BD[建設部] G --- DCRB[下水道河川部] G --- BHSP[保健所部] G --- MBI[市立病院部] G --- FD[消防部] G --- KI[会計部] G --- YK[議会部] G --- EM[選挙管理部] G --- KS[監査部] G --- EDU[教育部] </pre>	<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営 (略)</p> <p>第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、市民安全部 (略)</p> <p>3 組織 (略) (3) 各部の活動 (略)</p> <pre> graph LR MM[本部員会議] --- GA[統括調整部] GA --- G[各部] G --- SD[総務部] G --- AD[企画部] G --- FD[財務部] G --- MSB[市民安全部] G --- JE[経済部] G --- CSLB[生涯学習部] G --- FB[福祉部] G --- CYB[こども育成部] G --- ENB[環境部] G --- UB[都市部] G --- BD[建設部] G --- DCRB[下水道河川部] G --- BHSP[保健所部] G --- MBI[市立病院部] G --- FD[消防部] G --- KI[会計部] G --- YK[議会部] G --- EM[選挙管理部] G --- KS[監査部] G --- EDU[教育部] </pre>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第2 職員の動員 広域連携班、総務部、企画部</p> <p>市は、<u>被害状況や応急対策活動の状況をとりまとめ</u>、応急対策活動に従事する職員の動員を実施します。</p>	<p>(略)</p> <p>第2 職員の動員 広域連携班</p> <p>市は、<u>災害対策本部運営マニュアルに基づき</u>、応急対策活動に従事する職員の動員を実施します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第2節 災害情報の受伝達</p> <p>第1 地震や津波に関する情報等の受伝達 統括調整部各班、市民安全部</p> <p>(略)</p> <p>3 地震や津波に関する情報等の受伝達</p> <p>市は、防災関係機関から地震や津波に関する情報等を受理し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、災害対策基本法第56条に基づき、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて<u>避難指示</u>の発令等の措置を行います。</p> <p>(略)</p> <p>【地震や津波に関する情報等の受伝達系統図】</p> <pre> graph LR MA[气象庁] --> FD[消防庁] MA --> KPA[横浜地方気象台] MA --> NHK[NHK報道局] MA --> KMF[在京民放] FD --> C[市] KPA --> KCP[神奈川県警察本部] KCP --> MKP[茅ヶ崎警察署] KPA --> KMB[第三管区海上保安本部] KPA --> RFL[RFラジオ日本] KPA --> TSK[テレビ神奈川] KCP --> MKP KMB --> RFL KMB --> TSK NHK --> NHYK[NHK横浜報道局] </pre> <p>第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、市民安全部、消防部、防災関係機関</p>	<p>P 104</p> <p>第5章 灾害時の応急対策活動</p> <p>第2節 灾害情報の受伝達</p> <p>第1 地震や津波に関する情報等の受伝達 統括調整部各班、市民安全部</p> <p>(略)</p> <p>3 地震や津波に関する情報等の受伝達</p> <p>市は、防災関係機関から地震や津波に関する情報等を受理し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、災害対策基本法第56条に基づき、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて<u>避難指示(緊急)</u>の発令等の措置を行います。</p> <p>(略)</p> <p>【地震や津波に関する情報等の受伝達系統図】</p> <pre> graph LR MA[气象庁] --> FD[消防庁] MA --> KPA[横浜地方気象台] MA --> NHK[NHK報道局] MA --> KMF[在京民放] FD --> C[市] KPA --> KCP[神奈川県警察本部] KCP --> MKP[茅ヶ崎警察署] KPA --> KMB[第三管区海上保安本部] KPA --> NHC[NHK横浜放送局] KPA --> RFL[RFラジオ日本] KPA --> TSK[テレビ神奈川] KMB --> NHC KMB --> RFL KMB --> TSK NHK --> NHYK[NHK横浜報道局] </pre> <p>第2 灾害時の広報 災害時広報対策班、企画部、市民安全部、消防部、防災関係機関</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 防災情報</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難指示、警戒区域や消防警戒区域の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安全安心情報</p> <p>現場や避難所などの状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。</p> <p>ア 避難所や福祉避難所等の開設情報<u>や混雑状況</u></p> <p>(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>※市町村が避難<u>情報</u>等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで、総務省が全国普及を進めています。</p> <p>(略)</p> <p>3 市が行う広報連絡系統図</p> <p>即時性の高い媒体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、t v k、ラジオ、Lアラート、LINE </div> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班</p> <p>1 被害情報等の収集</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、必要に応じて無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うため、協定締結先事業者に依頼を行います。</p> <p>2 被害情報等の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>なお、避難<u>情報</u>を発令した場合は、避難所開設状況等について、災害情報管</p>	<p>(略)</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 防災情報</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難<u>勧告</u>又は指示、警戒区域や消防警戒区域の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安全安心情報</p> <p>現場や避難所などの状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。</p> <p>ア 避難所や福祉避難所等の開設情報</p> <p>(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>※市町村が避難<u>勧告</u>等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで、総務省が全国普及を進めています。</p> <p>(略)</p> <p>3 市が行う広報連絡系統図</p> <p>即時性の高い媒体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、t v k、ラジオ、Lアラート </div> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班</p> <p>1 被害情報等の収集</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 被害情報等の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>なお、避難<u>勧告</u>等を発令した場合は、避難所開設状況等について、災害情報管</p>

新	旧
理システムにより逐次県に報告します。 (略)	管理システムにより逐次県に報告します。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動 (略) 第4 要救助者の搜索 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊 市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。なお、要救助者の搜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。 <u>多数遺体の場合は、遺体を遺体収容施設へ搬送します。</u> (略)	P 109 第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動 (略) 第4 要救助者の搜索 消防部、消防団、自衛隊 市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。なお、要救助者の搜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第4節 医療救護・保健活動 (略) 第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 5 医薬品等の確保 (略) (1) 医薬品等の搬送 (略) 出典 神奈川県保健医療救護計画(令和2年10月) (2) 血液の確保 (略) 出典 神奈川県保健医療救護計画(令和2年10月) (略) 第5 D M A Tとの連携 保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部 (略)	P 112 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 医療救護・保健活動 (略) 第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 5 医薬品等の確保 (略) (1) 医薬品等の搬送 (略) 出典 神奈川県保健医療救護計画(平成30年3月) (2) 血液の確保 (略) 出典 神奈川県保健医療救護計画(平成30年3月) (略) 第5 D M A Tとの連携 保健医療対策班、消防部、市立病院部 (略)

新	旧						
<p>1 DMATの活動 (略)</p> <p>(1) <u>DMAT調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）</u></p> <p>(2) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(3) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(4) <u>被災地内の災害拠点病院（市立病院）でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(5) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit, SCU）における活動（広域医療搬送）</u></p> <p>4 神奈川DMATーL (略)</p> <p>(1) <u>DMAT調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）</u></p> <p>(2) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(3) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(4) <u>被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(5) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等</u> (略)</p>	<p>1 DMATの活動 (略)</p> <p>(1) <u>現場活動</u> <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等</u></p> <p>(2) <u>域内搬送</u> <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等</u></p> <p>(3) <u>病院支援</u> <u>災害拠点病院（市立病院）でのトリアージ、診療等</u></p> <p>(4) <u>広域医療搬送</u> <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに航空搬送拠点臨時医療施設（SCU : Staging Care Unit）での活動</u> (新設)</p> <p>4 神奈川DMATーL (略)</p> <p>(1) <u>病院における情報発信、トリアージ、診療等の支援（病院支援）</u></p> <p>(2) <u>患者搬送及び搬送中の治療等（地域医療搬送）</u></p> <p>(3) <u>災害現場におけるトリアージ、緊急医療等（現場活動）</u></p> <p>(4) <u>EMI S等を使った医療情報等の収集・発信</u> (新設)</p> <p>(略)</p>						
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第5節 津波対策 (略)</p> <p>第2 津波情報の伝達 総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部、消防団、横浜地方気象台</p> <p>1 津波情報の受伝達</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">避難情報等の発令</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">対 応</td> </tr> </table>		避難情報等の発令	対 応	<p>P 1 1 8</p> <p>第5章 灾害時の応急対策活動</p> <p>第5節 津波対策 (略)</p> <p>第2 津波情報の伝達 総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部、消防団、横浜地方気象台</p> <p>1 津波情報の受伝達</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">避難情報等の発令</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">対 応</td> </tr> </table>		避難情報等の発令	対 応
	避難情報等の発令	対 応					
	避難情報等の発令	対 応					

新			旧		
予報の種類	サイレン吹鳴方法	放送内容	予報の種類	サイレン吹鳴方法	放送内容
大津波警報 津波警報 (略)	(略)	○避難指示の発令 (略) (略)	大津波警報 津波警報 (略)	(略)	○避難指示(緊急)の発令 (略) (略)
【防災行政用無線】(全国瞬時警報システムによる運用)			【防災行政用無線】(全国瞬時警報システムによる運用)		
大津波警報 (東日本大震災クラス) (特別警報)	(略)	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 (3回繰り返し) こちらは防災ちがさきです。	大津波警報 (東日本大震災クラス) (特別警報)	(略)	大津波警報。大津波警報。東日本大地震クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 (3回繰り返し) こちらは防災ちがさきです。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 広報活動 (略) また、津波の規模と避難対象地域等を集約し、市民の迅速な避難を呼びかけるために、必要に応じ避難指示を発令します。 (略)			(2) 広報活動 (略) また、津波の規模と避難対象地域等を集約し、市民の迅速な避難を呼びかけるために、必要に応じ避難指示(緊急)を発令します。 (略)		
(3) 津波フラッグ等の活用 市及び県は、津波注意報等の発表に伴い民間の団体と連携し、沿岸住民や海浜利用者に対し、津波からの避難を促すため、 <u>津波フラッグ</u> 等、視覚に訴える情報伝達方法も活用し、多様な手段で避難を呼びかけます。			(3) オレンジフラッグ等の活用 市及び県は、津波注意報等の発表に伴い民間の団体と連携し、沿岸住民や海浜利用者に対し、津波からの避難を促すため、 <u>オレンジフラッグ</u> 等、視覚に訴える情報伝達方法も活用し、多様な手段で避難を呼びかけます。		
(4) 県及び隣接市町への連絡 市は、津波のための避難指示を発令した場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接市町へ連絡するものとします。 (略)			(4) 県及び隣接市町への連絡 市は、津波のための避難指示(緊急)を発令した場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接市町へ連絡するものとします。 (略)		
2 海面監視 (略) また、市は、監視により異常を認めた場合、又は危険が生じるおそれがある場合は、速やかに沿岸住民や海浜利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必			2 海面監視 (略) また、市は、監視により異常を認めた場合、又は危険が生じるおそれがある場合は、速やかに沿岸住民や海浜利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必		

新	旧																																								
<p>要に応じ避難指示を発令します。</p> <p>なお、避難指示の発令を判断する場合において、必要に応じて関係機関に助言を求めます。</p>	<p>要に応じ避難指示<u>(緊急)</u>を発令します。</p> <p>なお、避難指示<u>(緊急)</u>の発令を判断する場合において、必要に応じて関係機関に助言を求めます。</p>																																								
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、 自衛隊</p> <p>1 避難情報</p> <p>避難指示は、防災関係機関の協力を得て市が実施します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難指示の実施責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">実施者</th><th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">区分</th><th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">災害の種類、内容</th><th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長村長</td><td>指示</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>警察官※</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>災害対策基本法 第61条第1項 (削除)</td></tr> <tr> <td>海上保安官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>自衛官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※市長以外の者が、避難指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。</p> <p>2 避難情報等の伝達</p> <p>(1) 避難指示等の伝達</p> <p>避難指示等の伝達は、本章第2節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。</p> <p>(2) 避難指示等の内容</p> <p>市長は、避難指示を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。</p>	実施者	区分	災害の種類、内容	根拠	市長村長	指示	(略)	(略)	警察官※	(略)	(略)	災害対策基本法 第61条第1項 (削除)	海上保安官	(略)	(略)	(略)	自衛官	(略)	(略)	(略)	<p>P 1 2 1</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、 自衛隊</p> <p>1 避難情報</p> <p>避難<u>のための勧告又は指示</u>は、警察及び防災関係機関の協力を得て市が実施します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難勧告又は指示の実施責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">実施者</th><th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">勧告・指示区分</th><th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">災害の種類、内容</th><th style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長村長</td><td>勧告・指示</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>警察官※</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>災害対策基本法 第61条第1項 <u>警察官職務執行法</u> 第4条第1項</td></tr> <tr> <td>海上保安官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>自衛官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※市長以外の者が、避難勧告又は指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。</p> <p>2 避難情報等の伝達</p> <p>(1) 避難勧告又は指示等の伝達</p> <p>避難<u>勧告又は指示</u>等の伝達は、本章第2節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。</p> <p>(2) 避難勧告又は指示等の内容</p> <p>市長は、避難<u>の勧告又は指示</u>を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。</p>	実施者	勧告・指示区分	災害の種類、内容	根拠	市長村長	勧告・指示	(略)	(略)	警察官※	(略)	(略)	災害対策基本法 第61条第1項 <u>警察官職務執行法</u> 第4条第1項	海上保安官	(略)	(略)	(略)	自衛官	(略)	(略)	(略)
実施者	区分	災害の種類、内容	根拠																																						
市長村長	指示	(略)	(略)																																						
警察官※	(略)	(略)	災害対策基本法 第61条第1項 (削除)																																						
海上保安官	(略)	(略)	(略)																																						
自衛官	(略)	(略)	(略)																																						
実施者	勧告・指示区分	災害の種類、内容	根拠																																						
市長村長	勧告・指示	(略)	(略)																																						
警察官※	(略)	(略)	災害対策基本法 第61条第1項 <u>警察官職務執行法</u> 第4条第1項																																						
海上保安官	(略)	(略)	(略)																																						
自衛官	(略)	(略)	(略)																																						

新	旧
(略)	(略)
イ 避難指示対象地域	イ <u>避難勧告又は指示対象地域</u>
(略)	(略)
(3) 県知事等への報告	(3) 県知事等への報告
市長は、避難指示を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。	市長は、避難勧告又は指示を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。
(略)	(略)
第2 避難誘導 <u>総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者</u>	第2 避難誘導 <u>総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者</u>
(略)	(略)
1 市は、延焼火災等により避難指示を発令したときは、防災関係機関等の協力を得て、広域避難場所等に誘導します。	1 市は、延焼火災等により避難勧告又は指示を発令したときは、 <u>警察及び防災</u> 関係機関等の協力を得て、広域避難場所等に誘導します。
(略)	(略)
第3 避難所の開設・運営 <u>総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織</u>	第3 避難所の設置 <u>総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織</u>
市は、災害発生時には、施設の安全性を確認の上、公立小・中学校を避難所として開設し、 <u>避難者の居住地に関わらず適切に被災者の受入れを行います</u> 。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行いますが、災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。	市は、災害発生時には、施設の安全性を確認の上、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者の受入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行いますが、災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。
(略)	(略)
1 避難所の開設	1 避難所の開設
(略)	(略)
(4) 県への報告	
市は、避難所を開設した場合、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとします。	
2 避難所の運営	2 避難所の運営
(略)	(略)
(3) 避難所の状況報告	(3) 避難所の状況報告

新	旧
(略) ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。 (ア) 避難者数 <u>及び混雑状況</u> (略) (7) 感染症患者等への対応 インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。 <u>市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。</u> (略)	(略) ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。 (ア) 避難者数 (略) (7) 感染症患者等への対応 インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。
第5 他市町村への避難 総括・情報班 市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長に協議します。 (略)	第5 他市町村への避難 総括・情報班 市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を災害から保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内の他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長に協議します。 (略)
第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略) 1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応 (1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u> の情報を提供します。 なお、市は、避難支援等関係者の安全確保及び提供情報の漏えい防止のため、避難支援等関係者に対して次の事項を求める。 <u>ア 災害の状況や地域の実情に応じ、身の安全を確保した可能な範囲での避難支援</u> <u>イ 必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用後の返却等の情報の適正</u>	第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略) 1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応 (1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。 なお、市は避難支援関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮します。

新	旧
<p><u>な管理</u></p> <p>ウ 受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止</p> <p>(2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、t v k データ文字放送（地上デジタル放送によるデータ放送）、<u>L I N E</u>、ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</p>	
<p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、<u>避難所内的一般避難スペースでの生活が困難な障がい者や高齢者等</u>については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、<u>障がい者や高齢者等</u>の受入れを依頼します。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、t v k データ文字放送（地上デジタル放送によるデータ放送）、ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、<u>避難所での生活が困難な障害者や高齢者等</u>については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、<u>障害者や高齢者等</u>の受入れを依頼します。</p>
<p>第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。</p> <p>(略)</p>	<p>第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。</p> <p>(略)</p>
<p>第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>2 健康対策</p> <p>(略)</p> <p>市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけます。</p> <p>(略)</p>	<p>第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>2 健康対策</p> <p>(略)</p> <p>市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建支援班、福祉部、都市部、建設部 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅必要戸数の把握 (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅建設地の確保 (略) また、市は、候補地の<u>被災</u>状況等を勘案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。 (略)</p>	<p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建支援班、福祉部、都市部、建設部 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅必要戸数の把握 (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅建設地の確保 (略) また、市は、候補地の<u>災害</u>状況等を勘案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株) 横浜支社 (略)</p> <p>2 避難誘導及び治安維持等 (略)</p> <p>(3) 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、防災関係機関や企業等と連携して行います。</p> <p>(4) 警察は治安<u>を</u>維持し、市等と連携し、<u>道路交通</u>の安全確保に努めます。 (略)</p> <p>第5 帰宅困難者の搬送 避難所対策班、都市部、東日本旅客鉄道(株) 横浜支社、神奈川中央交通(株) (略) 市は、<u>徒步</u>帰宅可能な帰宅困難者等に対しては、原則として安全に帰宅できる場合は<u>徒步</u>帰宅を促しますが、長距離の<u>徒步</u>帰宅が困難な避難行動要支援者や遠方からの観光客等に対しては、発災後の混乱が落ち着いた後に、神奈川中央交通(株)や東日本旅客鉄道(株)横浜支社と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討します。</p>	<p>P 1 3 0</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株) 横浜支社 (略)</p> <p>2 避難誘導及び治安維持等 (略)</p> <p>(3) 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、<u>警察</u>、防災関係機関や企業等と連携して行います。</p> <p>(4) 警察は治安<u>の</u>維持<u>を</u>確保し、市等と連携し、<u>交通安全</u>の確保に努めます。 (略)</p> <p>第5 帰宅困難者の搬送 避難所対策班、都市部、東日本旅客鉄道(株) 横浜支社、神奈川中央交通(株) (略) 市は、<u>帰宅</u>困難者が、自己の居住する地域へ速やかに帰宅ができるよう支援対策を講じ、神奈川中央交通(株)や東日本旅客鉄道(株)横浜支社と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討します。 なお、その場合の搬送対象者は、原則として避難行動要支援者又は自力での<u>徒步</u>帰宅が困難なものとします。</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師（保健師班）</p> <p>1 保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>(3) 衛生管理</p> <p>ア 生活衛生に係る広報</p> <p>市は、感染症や食中毒等の発生を未然に防ぐため、食品及び飲料水の衛生管理（保存方法・調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等）、手洗いの励行、手指の消毒、トイレ等の衛生管理（消毒方法等）等の生活衛生に係る広報を実施し、被災者への周知徹底に努めます。</p> <p>イ 食品・飲料水の衛生確保</p> <p>市は、避難所等における食品及び飲料水の衛生管理状況を把握し、必要に応じ衛生管理指導を実施します。</p> <p>ウ トイレ等の衛生確保</p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。</p> <p>エ 公衆浴場等の情報提供</p> <p>市は、入浴可能な公衆浴場や理容所・美容所の営業状況の把握及び情報提供に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 行方不明者の搜索及び遺体の取扱い 衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</p> <p>1 行方不明者の把握</p> <p>市は、災害状況や市民からの安否情報等を警察に提供し、また、警察、消防、自衛隊等の実施する行方不明者の搜索に関する情報をとりまとめる等、防災関係機関と連携した行方不明者の把握に努めます。</p>	<p>P 1 3 2</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師（保健師班）</p> <p>1 保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>(3) 衛生管理</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。</p> <p>また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 行方不明者の搜索及び遺体の取扱い 衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</p> <p>1 行方不明者の把握</p> <p>市は、災害状況や市民からの安否情報等を警察に提供し、また、警察、消防、自衛隊等の実施する行方不明者の搜索に関する情報をとりまとめる等、警察及び防災関係機関と連携した行方不明者の把握に努めます。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(5) 検視・調査等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 檢案</p> <p>ア 遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により出動した医師等が行います。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 検視等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 檢案</p> <p>ア 遺体の検案は、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により出動した医師等が行います。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、経済部、文化生涯学習部、下水道河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊</p> <p>飲料水の調達・供給など応急給水の実施にあたっては、必要に応じて地震等緊急時対応の手引き(公益社団法人日本水道協会)を参照します。</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の調達活動</p> <p>市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プール、配水池の水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。</p> <p>3 飲料水の供給活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>給水方法</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 給水拠点による給水</p> <p>市は、給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、配水池等の取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。</p> <p>給水拠点の場所については、防災行政用無線等を活用し、市民に周知します。</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>飲料水が不足し、確保が必要なときは、次の応援要請を行います。</p> <p>ア 協定団体への応援要請</p> <p>市は、協定先自治体や民間企業に対して、ペットボトル水等の提供を要請し</p>	<p>P 1 3 5</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、文化生涯学習部、下水道河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の調達活動</p> <p>市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プールの水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。</p> <p>3 飲料水の供給活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>応急給水</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 給水拠点による給水</p> <p>市は、応急給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>市は、飲料水の確保が必要なときは、広域応援要請に基づく支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>ます。</p> <p>イ 県企業庁への応援要請 市は、市のみでの応急給水が困難な場合、県企業庁茅ヶ崎水道営業所へ応援を要請します。</p> <p>ウ 県企業庁を介した応援要請（日本水道協会） 県企業庁茅ヶ崎水道営業所は、市より応援要請があった際に、県による応援が困難な場合には、日本水道協会へ応援要請を行います。</p> <p>エ 県を介した応援要請（自衛隊） 自衛隊への応援要請は、県より行うこととなっています。自衛隊への災害派遣を要請する際は、「緊急性」「非代替性」「公共性」の3つの原則を満たす必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、自衛隊 (略)</p> <p>3 食料の運搬 市は、調達した食料を市の所有車両を使用し、又は協定締結先等に依頼し災害対策地区防災拠点等へ運搬します。</p> <p>4 食料の供給活動 市は、自主防災組織等と連携し、原則災害対策地区防災拠点等にて調達した食料の分配又は必要に応じ炊き出し等を実施し、食料を供給方針に基づき市民に対し供給します。 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、自衛隊 (略) (新設)</p> <p>3 食料の供給活動 市は、自主防災組織等と連携し、調達した食料の分配又は必要に応じ炊き出し等を実施し、食料を供給方針に基づき市民に対し供給します。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第10節 教育・保育対策 (略)</p> <p>第1 園児、児童、生徒の保護対策 こども育成部、教育部、施設管理者</p> <p>1 保育園、幼稚園、学校等の対応 (略) (2) 略 (3) 保育園、幼稚園、学校等の管理者は、周辺で延焼火災の拡大等により危険が切迫したときは、市、消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、</p>	<p>P 138</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第10節 教育・保育対策 (略)</p> <p>第1 園児、児童、生徒の保護対策 こども育成部、教育部、施設管理者</p> <p>1 保育園、幼稚園、学校等の対応 (略) (2) 略 (新設)</p>

新	旧
<p>広域避難場所に避難します。</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の開設 避難所対策班、配備職員、施設管理者</p> <p>(略)</p> <p>1 指定避難所</p> <p>避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所<u>を開設します。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 二次避難所</p> <p>二次避難所に指定されている高等学校は、被害状況等を把握します。市から開設の要請があった場合には、速やかに避難者の受入れを行えるよう、体制を整えるものとします。</p> <p>3 その他の教育施設等</p> <p>保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所又は避難所へ誘導します。</p> <p>また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 避難所の開設 避難所対策班、配備職員、施設管理者</p> <p>(略)</p> <p>1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所<u>の開設に協力します。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所又は避難所へ誘導します。</p> <p>また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害応急対策活動の方針等</p> <p>第11節 危険度判定活動</p> <p>被災建築物の倒壊や被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関と連携しながら建築物及び宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>P 1 4 1</p> <p>第5章 災害応急対策活動の方針等</p> <p>第11節 危険度判定活動</p> <p>被災建築物の倒壊や被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関との連携しながら建築物及び宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署</p> <p>1 警察</p>	<p>P 1 4 3</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署</p> <p>1 警察</p>

新	旧
<p>警察は、災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛や自動車運転者のとるべき行動の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第2 交通情報の収集及び広報 茅ヶ崎警察署</p> <p>2 交通情報の広報</p> <p>(略)</p> <p>また、警察広報担当者は、テレビやラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して市民への周知に努めます。</p>	<p>警察は、災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第2 交通情報の収集及び広報 茅ヶ崎警察署</p> <p>2 交通情報の広報</p> <p>(略)</p> <p>また、警察広報担当者は、テレビやラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して市民へ周知に努めるほか、ヘリコプターによる広報並びに市の協力を求めます。</p>
<p>第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊</p> <p>(略)</p> <p>第6 輸送手段の確保 財務部、神奈川県トラック協会</p> <p>(略)</p> <p>2 車両の調達</p> <p>市は、災害時の各種応急対策活動に必要な緊急車両の確保について、市が所有する車両を充てるほか、市内陸上運送会社や神奈川県トラック協会など協定締結団体の協力等により行います。さらに不足する場合は、県に対して応援要請を行うものとします。</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部</p> <p>1 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>(略)</p> <p>(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署、自衛隊</p> <p>(略)</p> <p>第6 輸送手段の確保 財務部、神奈川県トラック協会</p> <p>(略)</p> <p>2 車両の調達</p> <p>市は、災害時の各種応急対策活動に必要な緊急車両の確保について、市が所有する車両を充てるほか、市内陸上運送会社や神奈川県トラック協会の協力等により行います。さらに不足する場合は、県に対して応援要請を行うものとします。</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部</p> <p>1 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>(略)</p> <p>(9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置</p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>(1) 事前届出手続き</p> <p>市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、</p>

新	旧
<p>(1) 交付手続き (略)</p> <p>第9 船舶等による海上輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班、湘南海上 保安署</p> <p>(略)</p> <p>1 航路の障害物除去</p> <p>(1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、市に報告するとともに、障害物除去等に努めます。</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を市に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。</p> <p>2 港湾及び漁港の応急復旧等</p> <p>(1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市に対して被害状況報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。</p> <p>3 海上交通安全の確保</p> <p>(1) 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。</p> <p>(3) 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。</p> <p>4 物資受入れ港の確保</p>	<p>緊急通行車両事前届出済証等の交付を受けておくものとします。</p> <p>(2) 交付手続き (略)</p> <p>第9 船舶等による海上輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保します。</p>	(新設)
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)</p> <p>第1 上水道施設 企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>水道営業所は、災害用指定配水池や主要送配水管路等の水道施設の被害状況を調査するとともに、あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。</p> <p>1 情報提供</p> <p>施設の破損等により給水を停止する場合、又は断水の恐れが生じたときは、市や市民等に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。</p> <p>(略)</p> <p>5 市との調整</p> <p>上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるといった事態が想定されます。復旧にあたっては、市下水道部と調整しながら応急復旧を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道施設 下水道河川部</p> <p>(略)</p> <p>4 県企業庁茅ヶ崎水道営業所との調整</p> <p>上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるといった事態が想定されます。復旧にあたっては、県企業庁茅ヶ崎水道営業所と調整しながら応急復旧を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガスグループ</p> <p>東京ガスグループは、供給エリア内に設置した地震計で、ガス管に被害を及ぼすような大きな揺れを感じた場合には、二次災害を防止するために自動的にガスの供給を停止します。</p> <p>ガス供給停止地域では、ITシステム等により最適な復旧方法を判定し、被害のない地域では安全かつ速やかに供給を再開します。</p>	<p>P 1 4 7</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)</p> <p>第1 上水道施設 企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>水道営業所は、災害用指定配水池や主要送配水管路等の水道施設の被害状況を調査するとともに、応急復旧計画を作成し、計画に基づいた応急復旧工事を実施します。</p> <p>1 情報提供</p> <p>災害発生時又は発生のおそれがある場合は、市民や防災関係機関に対し、企業庁関連施設の状況や対応について情報提供を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道施設 下水道河川部</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガス（株）神奈川西支店</p> <p>東京ガス（株）は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p>

新		旧	
1 体制の確立 (略)		1 体制の確立 (略)	
体制区分 (略)	適用条件 (略)	体制区分 (略)	適用条件 (略)
第2次非常時体制 (略)	3 地震警戒宣言等（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 (略)	第2次非常時体制 (略)	3 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 (略)
(略)		(略)	
6 災害時における広報 (略)		6 災害時における広報 (略)	
(2) 広報の方法 地方自治体等の関係機関と連携しながら、ガス施設の被害状況、復旧予定等テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。 ガスの供給・復旧状況等については、東京ガスグループホームページの「復旧マイマップ」で周知します。		(2) 広報の方法 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要応じて連携を図ります。	
(略)		(略) (新設)	
第8 現地作業調整会議の開催 市、防災関係機関、ライフライン事業者		P 153 第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策 (略)	
市は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係機関及びライフライン事業者等と連携し、災害対策本部の対処方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催することとします。		第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署 (略)	
第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策 (略)		(1) 警察は、大規模災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を長とする茅ヶ崎警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。	
第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署 (略)		(1) 警察は、大災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を長とする茅ヶ崎警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。	

新	旧
<p>します。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 防犯対策</u></p> <p>警察は、被災したことにより無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、自主防災組織やボランティア関係組織・団体等との連携を図り、パトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。</p> <p>また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど被災地の社会秩序の維持に努めます。</p> <p><u>(8) ボランティア等との連携</u></p> <p>警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。</p> <p>(略)</p> <p><u>(9) 広報</u></p> <p>ア 警察が行う広報は、災害の状況、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とします。</p> <p>(略)</p> <p><u>(10) 広域応援</u></p> <p>県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助の要求を行います。</p> <p>第2 海上における警備・救助対策 湘南海上保安署</p> <p>(略)</p> <p>2 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）が実施する応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(7) 行方不明者の捜索</u></p> <p>警察は、市及び防災関係機関と協力して、行方不明者の捜索を実施します。</p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 防犯対策</u></p> <p>警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、自主防災組織やボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。</p> <p>また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9) 広報</u></p> <p>ア 警察が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とします。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 海上における警備・救助対策 湘南海上保安署</p> <p>(略)</p> <p>2 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）が実施する応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 危険物積載船舶の保安について、関係機関等と密接な連絡をとり、必要に</u></p>

新	旧																																
(8) 海上における治安を維持するために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行います。	応じて移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行います。 (9) 海上における治安を維持するために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行います。																																
第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動 (略) 第2 職員の派遣要請 総括・情報班、広域連携班、総務部 (略)	P 155 第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動 (略) 第2 職員の派遣要請 総括・情報班、広域連携班、総務部 (略)																																
3 応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣 本制度は、応急対策職員派遣制度に関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱に基づき、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村の災害対応業務や災害マネジメントを支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みです。この運用に当たっては、本制度における関係機関である、地方公共団体、地方三団体、指定都市市長会、内閣府及び消防庁と総務省とが協力して実施します。 (略)	3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく職員の派遣 本システムは、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱に基づき、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村の災害対応業務や災害マネジメントを支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みです。この運用に当たっては、本システムにおける関係機関である、地方公共団体、地方三団体、指定都市市長会、内閣府及び消防庁と総務省とが協力して実施します。 (略)																																
第5 自衛隊の受入れ 総括・情報班、広域連携班 (略) 3 自衛隊の連絡先	第5 自衛隊の受入れ 総括・情報班、広域連携班 (略) 3 自衛隊の連絡先																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>連絡先（窓口）</th><th>所在地</th><th>県防災行政通信網番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>東部方面混成団本部 第3科</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>海上自衛隊</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> (略)	区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	略	略	略		東部方面混成団本部 第3科	略	略	海上自衛隊	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>連絡先（窓口）</th><th>所在地</th><th>県防災行政通信網番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>東部方面混成団訓練科</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>海上自衛隊</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> (略)	区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	略	略	略		東部方面混成団訓練科	略	略	海上自衛隊	略	略	略
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																														
陸上自衛隊	略	略	略																														
	東部方面混成団本部 第3科	略	略																														
海上自衛隊	略	略	略																														
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																														
陸上自衛隊	略	略	略																														
	東部方面混成団訓練科	略	略																														
海上自衛隊	略	略	略																														
第6 警察災害派遣隊の受入れ 総括・情報班、茅ヶ崎警察署 1 警察災害派遣隊の主な活動 警察災害派遣隊は、大規模災害発生時等に直ちに派遣され、原則として、被災地の支援を受けることなく自活して即応部隊と、大規模災害発生時等から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊とで構成し、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、行方不明者の捜索、治安の維持等の活動を行います。	第6 警察災害派遣隊の要請及び受入れ 総括・情報班、茅ヶ崎警察署 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して警察の広域応援部隊である警察災害派遣隊の派遣を要請します。 また、警察災害派遣隊の円滑な受入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図ります。																																

新	旧
<p>2 援助の要求及び受入れ</p> <p>県公安委員会は、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察災害派遣隊の援助を要求します。</p> <p>神奈川県警察本部は、警察庁等と派遣期間、活動場所、派遣人員、活動内容等の派遣に係る事項の調整を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第11 内閣府調査チームの派遣</p> <p>国は、大規模な被害が想定される場合、必要に応じて直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握、市の支援を行います。</p>	
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第18節 災害廃棄物等の除去及び処理</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部</p> <p>災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画及び茅ヶ崎市災害廃棄物処理業務マニュアルに基づき行います。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>6 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。</p>	<p>P 162</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第18節 災害廃棄物等の除去及び処理</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部</p> <p>災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルに基づき行います。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 復興体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 人的資源の確保 総務部</p> <p>1 派遣職員の受入れ</p> <p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>応急対策職員派遣制度</u>、<u>協定等</u>に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れま</p>	<p>P 167</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 復興体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 人的資源の確保 総務部</p> <p>1 派遣職員の受入れ</p> <p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>協定等</u>に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れます。</p>

新	旧
<p>す。 (略)</p> <p>第3 情報提供 災害時広報対策班</p> <p>市は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における幅広く多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。</p>	<p>(略) (新設)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災状況の調査</p> <p>第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部、消防部 (略)</p> <p>2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 (略)</p> <p>(2) 生活再建支援等に係わる調査 ア 罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施 市は、災害見舞金等を支給するために、罹災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。 イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施 (略) なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害原因で死亡したものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。災害関連死の認定については、内閣府が公表している災害関連死事例集等を参考にして、判断を行います。 (略)</p> <p>第2 罹災証明書等の交付 財務部、消防部 市は、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請に基</p>	<p>P 168</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災状況の調査</p> <p>第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部、消防部 (略)</p> <p>2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 (略)</p> <p>(2) 生活再建支援等に係わる調査 ア り災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施 市は、災害見舞金等を支給するために、り災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、り災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。 イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施 (略) なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害原因で死亡したものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 り災証明書等の交付 財務部、消防部 市は、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請に基</p>

新	旧
<p>づき、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面として<u>罹災證明書</u>の交付を行います。</p> <p>(略)</p> <p>4 罹災證明書の交付</p> <p><u>罹災證明書</u>は、被災者からの申請に基づき市長又は消防署長が交付します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>罹災台帳</u></p> <p>建物等の被害調査結果等を基に<u>罹災台帳</u>を作成し、<u>罹災證明書</u>の証明内容の確認台帳とします。</p> <p>(3) <u>罹災證明書</u>の交付</p> <p>被災者から<u>罹災證明書</u>の交付申請があったときは、<u>罹災台帳</u>に基づき、交付します。</p> <p>(4) 再調査の申し出</p> <p>被災者は、<u>罹災證明書</u>の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ができるものとします。申し出があった建物に対し、迅速に調査を実施し、<u>罹災證明書</u>を交付します。</p> <p>5 罹災證明書の交付に関する広報</p> <p><u>罹災證明書</u>の交付は、臨時広報紙、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。</p>	<p>づき、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面として<u>り災證明書</u>の交付を行います。</p> <p>(略)</p> <p>4 り災證明書の交付</p> <p><u>り災證明書</u>は、被災者からの申請に基づき市長又は消防署長が交付します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>り災台帳</u></p> <p>建物等の被害調査結果等を基に<u>り災台帳</u>を作成し、<u>り災證明書</u>の証明内容の確認台帳とします。</p> <p>(3) <u>り災證明書</u>の交付</p> <p>被災者から<u>り災證明書</u>の交付申請があったときは、<u>り災台帳</u>に基づき、交付します。</p> <p>(4) 再調査の申し出</p> <p>被災者は、<u>り災證明書</u>の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ができるものとします。申し出があった建物に対し、迅速に調査を実施し、<u>り災證明書</u>を交付します。</p> <p>5 り災證明書の交付に関する広報</p> <p><u>り災證明書</u>の交付は、臨時広報紙、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。</p>
<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第3節 生活再建支援対策</p> <p>(略)</p> <p>第4 生活再建支援策 各項目参照</p> <p>(略)</p> <p>2 一般の生活再建支援策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>ウ 男女共同参画の視点に配慮した<u>相談体制</u>の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 文化生涯学習部、福祉</p>	<p>P 172</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第3節 生活再建支援対策</p> <p>(略)</p> <p>第4 生活再建支援策 各項目参照</p> <p>(略)</p> <p>2 一般の生活再建支援策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>ウ 男女共同参画の視点に配慮した<u>精神的支援</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 文化生涯学習部、福祉</p>

新	旧
部、保健所部	部、保健所部
(略)	(略)
イ 外国人被災者への支援の実施	イ 外国人被災者への支援の実施
(ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信	(ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信
市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、 <u>応急仮設住宅</u> 、義援金など各種交付金の手続きといった <u>被災後の生活情報</u> を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。	市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。
(イ) 外国人相談窓口の設置	(イ) 外国人相談窓口の設置
市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、 <u>罹災証明書</u> 、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。	市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、 <u>り災証明書</u> 、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。
県では、(公財)かながわ国際交流財団等と連携して、 <u>災害多言語支援センター</u> を設置し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。	また、ボランティア等を活用し、可能な限り母国語で相談に応じができるよう体制を整備します。
(5) 社会福祉施設等 福祉部	(新設)
市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、 <u>被災後の生活環境の変化</u> 等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。	
(6) 生活環境の確保 保健所部	(新設)
ア 食料・飲料水の安全確保	
市は、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。	
また、水道施設の復旧が完了するまでの間、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水と指定利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。	
イ 公衆浴場等の情報提供	
市は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。	
(7) 教育の再建 教育部	(新設)
ア 学校施設の再建、授業の再開	
市は、授業の早期再開を図るため校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。	

新	旧
<p>また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。 <u>私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。</u></p> <p>イ 児童・生徒等への支援 市は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。</p> <p>(8) 歴史的公文書の修復等 県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。</p> <p>(9) ボランティアの活動支援 ア 要配慮者に対するボランティア活動支援 県は、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。</p> <p>イ 被災地のボランティア団体に対する支援 県は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に係わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。</p>	
<p>第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略)</p> <p>第3 市街地復興 企画部、都市部 (略)</p> <p>3 都市計画案の作成、事業実施 市は、<u>必要に応じて</u>、アンケート調査等で意見集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きを行います。 (略)</p> <p>第4 都市基盤施設等の復旧・復興 企画部、経済部、文化生涯学習部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスグループ (略)</p>	<p>P 1 7 6</p> <p>第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略)</p> <p>第3 市街地復興 企画部、都市部 (略)</p> <p>3 都市計画案の作成、事業実施 市は、アンケート調査等で意見集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きを行います。 (略)</p> <p>第4 都市基盤施設等の復旧・復興 企画部、経済部、文化生涯学習部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株) (略)</p>

新	旧
<p>2 応急復旧後の本格復旧・復興</p> <p>市は、幹線道路、公園、河川、漁港等の骨格的都市基盤整備、ライフラインの地中化の整備や耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本目標とします。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 河川・砂防施設</p> <p>市及び国、県は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化等、防災性の向上に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>2 応急復旧後の本格復旧・復興</p> <p>市は、幹線道路、<u>都市公園</u>、河川、漁港等の骨格的都市基盤整備、ライフラインの地中化の整備や耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本目標とします。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 河川・砂防施設</p> <p>市及び県は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化等、防災性の向上に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第7章 東海地震に関する事前対策（地震防災強化計画）</p> <p><u>中央防災会議の防災対策実行会議のもとに設置されたワーキンググループが、平成29年9月、大規模地震対策特別措置法に基づく地震の予知を前提とした対策について「確度の高い地震の予測ができるのが現状である」という報告をまとめました。これを踏まえ、東海地震予知情報等の東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」は発表されないこととなり、平成29年1月1日より「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたため、本章の地震防災強化計画が運用されることはありません。</u></p> <p><u>本章は、今後、防災基本計画や東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画をはじめとする東海地震に関する既存の国の計画等の修正に合わせ見直すこととし、当面、内容の修正は行わないこととします。</u></p>	<p>P 180</p> <p>第7章 東海地震に関する事前対策（地震防災強化計画）</p> <p>(新設)</p>
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第7 交通</p> <p>1 道路</p> <p>津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「<u>第4章 平常時の対策 第15節 警備・救助対策</u>」及び「<u>第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策</u>」を準用します。</p>	<p>P 210</p> <p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第7 交通</p> <p>1 道路</p> <p>津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「<u>第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策</u>」を準用します。</p>

新	旧
<p>第15節 警備・救助対策」を準用します。</p> <p>2 海上</p> <p>津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第4章 平常時の対策 第15節 警備・救助対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策」を準用します。 (略)</p>	<p>2 海上</p> <p>津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策」を準用します。 (略)</p>
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8以上の地震が発生した場合、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり（ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なる現象）等が発生した場合、気象庁は、大規模地震発生との関連性について調査を開始するとともに、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」での評価を踏まえ、その調査結果等を発表します。この際に、気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」「南海トラフ地震関連解説情報」が発表されます。 (略)</p> <p>※南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で発生したM6.8以上の地震、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等 (略)</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表</p> <p>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報（調査中）として発表します。 (略)</p> <p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災</p>	<p>P 212</p> <p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり（ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なる現象）等が発生した場合、気象庁は、大規模地震発生との関連性について調査を開始するとともに、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」での評価を踏まえ、その調査結果等を発表します。この際に、気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」「南海トラフ地震関連解説情報」が発表されます。 (略)</p> <p>※南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で発生したM6.8程度以上の地震、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等 (略)</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表</p> <p>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報（調査中）として発表します。 (略)</p> <p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災</p>

新	旧
<p>害応急対策に係る措置に関する事項 (略)</p> <p>8 関係機関のとるべき措置 (略) (5) 交通 ア 道路 警察は、<u>自動車運転者</u>のとるべき行動について市民等に周知します。 イ 海上 <u>湘南海上保安署</u>は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等が発表された場合、<u>漁業</u>、<u>マリンレジャー</u>、<u>海事関係者</u>に対し、情報伝達し、後発地震への備え、港外等安全な場所への避難準備、工事、作業等の中止準備等を指導します。 (略)</p>	<p>害応急対策に係る措置に関する事項 (略)</p> <p>8 関係機関のとるべき措置 (略) (5) 交通 ア 道路 警察は、<u>運転者</u>のとるべき行動について市民等に周知します。 イ 海上 <u>海上保安庁</u>は、<u>津波</u>に対する安全性に留意しつつ、<u>津波による危険</u>が予想される地域に係る<u>港湾</u>及び<u>海上</u>における<u>交通の対策</u>について必要な措置を講じます。 (略)</p>